

議案第88号とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定
に対する付帯決議

とちぎ蔵の街観光館の多目的ホールは、本市の観光振興やまちづくりの拠点の一つとして、これまで地元の各団体等に広く利用されてきた。

今回、本条例を改正することにより、多目的ホールの利用団体等には著しい不便をきたすことになる。

このことから、利用団体等には丁寧な説明をし、多目的ホールの利用ができなくなることについて合意形成がなされるまで、事務所としての貸し付けは見合わせるよう求める。

以上、決議する。

令和2年12月16日

栃木県栃木市議会